

おくやみガイド

～死亡届を出された皆様へ～

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

おくやみに関するお手続きにつきまして、別紙にご案内しております。必要書類をご準備いただき、お手続きください。



下呂市

◇市へ返還いただく書類（一部）見本◇

【後期高齢者医療資格確認書】

後期高齢者医療資格確認書							
有効期限 令和〇年〇月〇日 交付年月日 令和〇年〇月〇日							
被保険者番号							
被保険者	岐阜県岐阜市柳津町宮東一丁目1番地 見本						
氏名	広城 太郎						
生年月日	昭和〇年〇月〇日						
資格取得年月日	令和〇年〇月〇日						
負担割合	○割						
免効期日	令和〇年〇月〇日						
限度区分							
免効期日							
長期入院終了日							
特定疾患区分							
免効期日							
保険者番号	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table>	□	□	□	□	□	□
□	□	□	□	□	□		
並びに保険者の名称及び印	岐阜県後期高齢者医療広城連合 公印						

【介護保険被保険者証】

介護保険被保険者証	
被保険者番号	
被保険者	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	
保険者番号	2 1 2 2 0 9
並びに保険者の名称及び印	下呂市 印

【印鑑登録証】

印鑑番号	99999999
印	下呂市長

印鑑登録証は発行年度により、年金証書は年金の種類により、この見本どおりでないことがあります。

【国民健康保険資格確認書】

※マイナ保険証をご利用の方には、『資格情報のお知らせ』を交付しています

岐阜県国民健康保険 資格確認書	
有効期限 令和 7 年 7 月 31 日 免効期日 令和 6 年 8 月 1 日	
記号番号 99999999 (核番) 01	
氏名 行政 太郎	
生年月日 昭和 27 年 5 月 24 日 性 別 男	
適用開始年月日 平成 30 年 4 月 1 日 食相割合 2割	
交付年月日 令和 6 年 8 月 1 日	
世帯主氏名 行政 太郎	
住 所 岐阜県行政市行政町 1 1 1 番地	
保険者番号 219999	

【年金証書】

※年金事務所でお手続きの方は年金事務所へ提出してください

国民年金・厚生年金保険年金証書					
年金の種類	基礎年金等	年金コード			
被保険者の氏名					
被保険者の生年月日	年 月 日	受給権を取得した年月			
支給する年月	年 月 日	年 月 日			
年金額の内訳					
支給開始年月	年 月 日	支給年金額(円)	または月額(円)	支給年金額(円)	年金額(円)
支給停止理由	支給停止期間	年 月 ~	年 月 まで		
加入期間の内訳					
支給期間	月 数				
①厚生年金保険の加入期間	月				
②厚生年金保険の被扶養期間	月				
③被扶養の被扶養期間	月				
④定期被扶養期間	月				
⑤定期被扶養期間	月				
⑥被扶養期間により加入者とみなしされた期間	月				
⑦被扶養期間	月				
⑧加入年金額対象者の内訳					
被扶養年金額(円)	人				
国民年金 基礎年金					
年金額の内訳					
支給開始年月	年 月 日	支算額(円)	支上額・被下額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
支給停止理由	支給停止期間	年 月 ~	年 月 まで	支算額対象者	人
年金の内訳の基礎となった被扶養行動履歴等の内訳					
支給年金の前半 (被扶養行動履歴)	月 ()	支算額 (被扶養行動履歴)	支上額・被下額(円)	支給停止額 (被扶養行動履歴)	年金額(円)
被扶養行動履歴	月 ()	支上額 (被扶養行動履歴)	月 ()	支給停止額 (被扶養行動履歴)	年金額(円)
被扶養行動履歴 (附加)	月 ()	支算額 (被扶養行動履歴)	月 ()	支上額 (被扶養行動履歴)	年金額(円)
被扶養行動履歴 (附加)	月 ()	支算額 (被扶養行動履歴)	月 ()	支上額 (被扶養行動履歴)	年金額(円)
国民年金の被扶養行動履歴等の第1号期間における免除期間の()内の月数は平成15年4月以降の月数です。					
III 旗吉基雄・鶴谷厚生年金の確定状況					
旗吉基雄	鶴谷厚生年金				
被扶養の被扶養	年 月 日				

【福祉医療費受給者証】

福祉医療費受給者証	
OO	
受給資格者番号	
受給資格者	居住地
氏名	
生年月日	
有効期間	
発行機関名及び印	岐阜県下呂市 下呂市 印
TEL (0576) 24-2222	
交付年月日	

故

様の ご遺族様へ

【死亡届休日受付用】

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

該当の手続きについては、死亡届当日は受付できませんので、後日お手続きください。

戸籍の証明交付は、死亡の記載完了までに、死亡届提出後2週間程度かかるため、それ以降に請求されるのが確実です。

○来庁による手続き…下記の持ち物をご持参のうえ、下呂市役所または最寄りの振興事務所でお手続きください。

各申請書は窓口に備えてあります。予約は必要ありませんが、お時間に余裕を持ってお越しください。

○郵送による手続き…各申請書を下呂市HPからダウンロードできます。印刷、ご記入のうえ郵送ください。

年金は、状況によって内容や必要書類が異なるため、最寄りの年金事務所でお手続きください。



◇市役所関係の主なお手続き

該当する方	確認			※その他の健康保険にご加入の場合は、被保険者のお勤め先にお問い合わせください
75歳以上または国民健康保険の方		① 葬祭費請求	国民健康保険 後期高齢者医療保険	
75歳以上の方		②	【後期高齢者医療】高額療養費等、給付費の手続き(申立・誓約書の提出)	
国保世帯の世帯主の方			【市国民健康保険】高額療養費等、給付費の手続き(申立・誓約書の提出)	
65歳以上の方		③	後期高齢者医療保険料・介護保険料の還付請求	
福祉受給者証／障害者手帳をお持ちの方		④	福祉医療費受給資格喪失届	
		⑤	障害者手帳返還届	
年金受給／加入の方		⑥	年金の手続き ※裏面をご覧ください。	
市税を納めている方		⑦ 市税関係	住民税・固定資産税等の相続人代表者届 軽自動車の名義変更手続のご案内 振替口座の変更	
水道の名義人の方		⑧	水道の手続き(使用者変更届・振替口座変更)	
貸与物件がある方		⑨	市貸与物件の返還等(同報無線・緊急通報装置・市営住宅の手続き)	
犬を飼っている方		⑩	犬の飼い主の変更届	
		⑪		

下呂ネットサービスの契約者変更…☎0576-25-5553 (CCNショップ下呂)

◇持ち物

該当する方	確認		
すべての方		<input type="checkbox"/> 火葬場使用料 22,000円	・お支払いがまだの場合
		<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認(マイナンバーカード、運転免許証等)	・顔写真のないものは2点必要です
		<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証兼火葬場・斎場使用許可証	・火葬場から渡された書類です
返還・廃止・変更等	国保の方、国保世帯の世帯主の方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ	・世帯主がお亡くなりになった場合、ご家族全員分を回収し、新たに発行します
	75歳以上の方	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	
お持ちの方	65歳以上の方	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	・なくともお手続きできます
		<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	
		<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証	
葬祭費		<input type="checkbox"/> 障害者手帳	・紛失等やむを得ない場合を除き、原則返還が必要です
	75歳以上または国保の方	<input type="checkbox"/> 会葬礼状または葬儀の領収書など	・会葬礼状とは葬儀参列者へお渡しするお礼状のことと、喪主の確認のため必要です
		<input type="checkbox"/> 預金通帳(喪主様名義のもの)	・ない場合は申立書を提出いただきます
年金手続き	年金受給者または加入者の方	<input type="checkbox"/> 年金証書(故人・故人の配偶者)	
		<input type="checkbox"/> 預金通帳(請求者様名義のもの)	・年金証書は、なくともお手続きできます。
		<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード	・請求者については、裏面を確認ください。
		<input type="checkbox"/> 戸籍・住民票発行手数料(2,000円程)	・農業者年金を受給の方は、JAおよび農業委員会に提出する書類をご案内しますのでお申し出ください。
		<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し	

ご不明な点がありましたら、市民サービス課、またはお近くの振興事務所へお問い合わせください

下呂市役所 市民サービス課 ☎509-2295岐阜県下呂市森960番地 ☎0576-24-2222

萩原振興事務所(星雲会館内) ☎52-2000 小坂振興事務所 ☎62-3111 馬瀬振興事務所 ☎47-2111 金山振興事務所 ☎32-2201

死亡に係る年金手続きをされる方へ

年金を請求できるご遺族について

亡くなった方と生計を同じくしていた方に☑してください

- 配偶者
- 子
- 父母
- 孫
- 祖父母
- 兄弟姉妹
- その他3親等内の親族

一番上に☑が入る方が「請求者」です
請求者となる方が窓口に来られない場合は、
委任状をご持参ください

同居のご家族が優先されます
別居の場合は生活の援助があつた場合に限られます

※必ず委任者（年金請求者）が作成してください

委 任 状

記入日 令和 年 月 日

下呂市長様

住 所

代理人
(来庁者)

氏 名

生年月日

大・昭・平・令

年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、年金の手続きに関する事を委任します
(必要となる戸籍・住民票・税金の証明取得を含む)

住 所

委 任 者
(年金請求者)

氏 名

生年月日

大・昭・平・令

年 月 日

電話番号

— —

【代筆する場合 ※代筆者は代理人と別の方】

委任者は _____ により本状を書くことができないため、私が本人に了承を得て代筆しました

住 所

氏 名

◇該当がある場合に必要なお手続き

必要なお手続きは、個別の状況によって異なります。

以下に主なお手続きをご紹介しておりますが、これら以外にも、ご自身の状況に合わせてご確認いただき、該当するお手続きがございましたらお済ませください。

対象	お問い合わせ先	電話番号
□ 農業者年金受給者	下呂市役所 農務課	0576-53-2010
□ 特別障害者手当受給者	下呂市役所 社会福祉課	0576-52-3936
□ 恩給受給者	総務省恩給相談窓口	03-5273-1400
□ 戦傷病者手帳所持者	岐阜県地域福祉課社会援護係	058-272-1111(代表)
□ 特別弔慰金受給者	弔慰金を受け取っていた郵便局	
□ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金・遺族年金等の受給者	厚生労働省 社会・援護局 援護・業務課	03-5253-1111 障害年金 内線 3429 遺族年金等 内線 3443・3444
□ 特定医療(指定難病)受給者	飛騨保健所	0577-33-1111
□ 在留カードをお持ちの方	名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所	058-214-6168
□ 特別永住者証明書をお持ちの方	名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所	058-214-6168
□ 自動車運転免許証をお持ちの方	下呂警察署	0576-52-0110
□ 普通自動車の変更手続き	国土交通省中部運輸局 岐阜運輸支局	050-5540-2053
□ 準確定申告の手続き (死亡から4か月以内)	高山税務署	0577-32-1020
□ 土地・家屋の相続手続き	【不動産がある地域】 小坂・萩原・下呂、馬瀬地域 ⇒岐阜地方法務局高山支局	0577-32-0915
	金山地域 ⇒岐阜地方法務局美濃加茂支局	0574-25-2400
	森林の土地の相続後の届出	下呂市役所 林務課
	農地の相続後の届出	下呂市役所 農務課

◇その他

※預貯金口座、電気、ガス、電話等個人で契約されていたものにつきましては、各金融機関、各契約会社へお問い合わせのうえ、お手続きください。

I 法定相続情報証明制度についてのご案内

相続手続きでは、被相続人の何通にもわたる戸籍、除籍謄本等を、相続手続きを取り扱う各種窓口ごとに何度も提出する必要がありました。この制度は登記官が認証した法定相続情報一覧図の写しを無料で何通でも取得でき、複数の相続手続の窓口に同時に提出することが可能となり、相続手続をスムーズに進めることができる便利な制度です。本制度の申出は最寄りの法務局に御相談ください。

岐阜地方法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、御覧ください。



2 自筆証書遺言書保管制度についてのご案内

自筆証書遺言書を法務局で保管する制度です。遺言書保管申請者が亡くなられた後、相続人等は、「遺言書情報証明書」の交付を請求し、遺言書の内容を確認することができます。また、遺言書が法務局に保管されているか否かの確認ができる「遺言書保管事実証明書」の交付も請求することができます。本制度の詳細については、最寄りの法務局に御確認ください。

岐阜地方法務局のホームページにも本制度について掲載していますので、御覧ください。

◇岐阜地方法務局高山支局

☎0577-32-0915



◇岐阜地方法務局美濃加茂支局

☎0574-25-2400

相続に関する依頼等お問合せ先

※業務依頼等に係る費用は自己負担となります。

岐阜県弁護士会 ☎058-265-0020 <https://www.gifuben.org/>



岐阜県司法書士会 ☎058-246-1568 <https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/>



岐阜県行政書士会 ☎058-263-6580 <https://www.gifu-gyosei.jp/>



- 下呂市おくやみガイド発行元 -

下呂市役所 市民サービス課

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

☎0576-24-2222 (代表)

